

# 障害者差別解消法普及啓発業務企画提案仕様書

## 1 業務名

障害者差別解消法普及啓発業務

## 2 業務の目的

障害者差別解消法の内容を、同法が求める障がい者への「不当な差別」の禁止および「合理的配慮」の提供を中心に、分かりやすく伝える映像作品を制作し広く公開することで、同法の普及啓発を推進するため。

## 3 業務の概要

### (1) 業務の内容

#### ア 映像作品全体のコンセプトの設定

障害者差別解消法の内容を伝えるだけでなく、函館市の観光的な魅力のあるロケ地で、短いながらも印象に残るよう意図した、作品全体を通じた統一性のあるコンセプトを設定すること。

#### イ 成果物

##### (ア) 内容および数量

- a 啓発動画（5分程度） 1本
- b 啓発動画ショート版（30秒） 1本
- c WEB等公開用データ（MP4） 一式

##### (イ) 各動画のアスペクト比 16：9

##### (ウ) 各動画の解像度 フルHD（1920×1080）以上

#### ウ 留意事項

- (ア) 令和3年5月改正法の内容のうち、「事業者による社会的障壁の除去の実施に係る合理的な配慮の義務化」（別添「令和3年法律第56号概要」参照）をその内容に必ず盛り込むこと。
- (イ) 複数年にわたり使用することを前提とした内容とすること。
- (ウ) 動画内容の手話通訳を動画撮影し、動画内容に同期させて表

- 示すること。なお、当該手話通訳者については、市が用意する。
- (エ) 映像制作前に台本等を作成し、市の内容確認および修正指示の機会を設けること。
  - (オ) 撮影許可等の申請手続は、受託者が行うこと。
  - (カ) 成果物のデータは、DVD-R等の電子媒体にて納入すること。

## (2) 成果品に係る権利の帰属

- ア 受託者は、本業務の成果品に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28号までの権利をいう。以下同じ。）その他一切の知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）を、成果物の納入検査合格と同時に市に無償で譲渡するものとする。
- イ 市は、著作権法第20条第2項に該当しない場合においても、その使用のために成果物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作的人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。
- ウ 受託者は、本業務の成果物が第三者の著作権その他一切の知的財産権を侵害しないことを保障し、第三者から成果物に関して権利の侵害を主張された場合の一切の責任は、権利の譲渡の前後にかかわらず受託者が負うものとする。

## (3) その他留意事項

- ア 本業務の実施に当たっては、委託契約の締結後速やかに実施計画書を提出し、作業工程およびスケジュールを明確にすること。
- イ 本業務を確実かつ円滑に実施するための十分な人員体制を確保すること。
- ウ 委託契約書および本契約書に定めのない事項については、市および受託者の協議により決定するものとする。